

砥部町要保護児童対策地域協議会運営要綱

平成 19 年 8 月 30 日

砥部町告示第 115 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等への適切な支援又は同条第 8 項に規定する要保護児童の早期発見若しくは適切な保護を図るため、関係機関、法人及びその他の関係者が、要支援児童等又は要保護児童（以下「要保護児童等」という。）に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応して行くため設置した砥部町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項の業務を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体（以下「機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。
- 3 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長は副町長をもって充て、副会長は代表者会議の委員の中から会長が指名する。
- 5 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(報償)

第 4 条 会議の出席者に対する報償費は砥部町謝礼金の支払基準（平成 25 年砥部町訓令第 16 号）に定める額を支払う

(代表者会議)

第 5 条 代表者会議の委員は、機関等に属する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童等への支援に関する方法や体制
 - (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価
 - (3) 協議会の年間活動方針
 - (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 5 代表者会議は、原則として年 1 回会長が招集し、会長はその議長となる。

(実務者会議)

第 6 条 実務者会議の構成等は、協議会が定める。

2 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童等の支援に関する施策に反映させるため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換
- (2) 要保護児童等の実態把握
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者会議は、必要に応じて要保護児童対策調整機関が招集し、その会議を進行する。
(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議の構成等は、当該会議において検討の対象となる要保護児童等に関係する機関等の担当で構成する。

2 個別ケース検討会議には、必要に応じて協議会に属さない者に協力を求めることができる。

3 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認
- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保
- (4) 個別の要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定
- (5) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討
- (6) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

4 個別ケース検討会議は、必要に応じて要保護児童対策調整機関が招集し、その会議を進行する。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、砥部町子育て支援課とする。

(秘密の保持)

第9条 法第25条の5の規定により、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、平成19年8月30日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日砥部町告示第107号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日砥部町告示第 31 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 26 日砥部町告示第 61 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 15 日砥部町告示第 107 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 31 日砥部町告示第 128 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町要保護児童対策協議会運営要綱の規定は、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日砥部町告示第 70 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 8 月 11 日砥部町告示第 162 号）

この告示は、公表の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

区分	機関及び団体
国又は地方公共団体の機関（法第 25 条の 5 第 1 号関係）	松山南警察署
	愛媛県中予地方局地域福祉課
	愛媛県中予保健所
	松山地方法務局人権擁護課
	愛媛県福祉総合支援センター
	砥部町教育委員会
	砥部町保険健康課
	砥部町介護福祉課
	砥部町子育て支援課
	砥部町立小・中学校長
	砥部町立保育所長
砥部町立幼稚園長又は認定こども園長	
法人（法第 25 条の 5 第 2 号関係）	伊予医師会砥部支部
	伊予歯科医師会砥部支部
その他の者（法第 25 条の 5 第 3 号関係）	砥部町民生児童委員
	人権擁護委員
	町長が必要と認める者